

応援協定等の締結

山中湖村では、大規模災害発生時に、村のみでは対応が困難な場合には、県、他の市町村、民間事業者等に応援の要請を行えるよう、災害発生時に自治体同士で支援を行えるよう、協定を締結しています。

また、大規模地震などでは、近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、県内外の市町村との相互応援協定の締結にも努めていきます。

雪害対策(新規)

山中湖村では、平成26年2月に積雪が163cmを記録する大雪に遭い、災害救助法が適用となりました。このときの教訓を活かして、山中湖村では、雪害対策に備えた体制の整備を図ります。

- 大雪警報発令時の災害体制の確立等、村の雪害体制の整備
- 県及び自衛隊、各道路管理者等の関係機関との連絡体制の整備
- 職員、自主防災会、アマチュア無線等からの情報収集体制の整備
- 孤立のおそれがある集落における雪害体制の整備(食料や燃料の供給対策、ヘリコプター輸送体制等)
- 道路交通の確保、除雪体制の整備
- 住民の安全確保体制の推進

浜岡原発等における原子力災害対策発生時の対応(新規)

浜岡原発等において原子力災害が発生した場合、村はその状況を常に把握し、住民に広報します。その後の対応は以下のとおりです。

- 情報の収集及び連絡体制の確立
- 避難者の受け入れ
- 屋内退避、避難誘導等の防護活動
- 医療活動
- 住民等への的確な情報伝達活動
- 風評被害等の影響への対策
- 除染対策

富士山噴火時の対応

○ 噴火警報・火山情報等

村は、速やかに噴火警報・火山情報等に関する情報を把握し、住民等へ広報します。

○ 避難について

気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とします。

避難については、平成25年3月に示された「富士山火山防災対策協議会」による「富士山火山防災避難計画避難モデル(第一次)」に基づき、避難場所、避難経路について安全性の確認や住民への周知徹底に努めます。

○ 降灰について

民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、村が行います。

山中湖村地域防災計画【概要版】

発行日：平成27年3月

発行：山中湖村 〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中237-1 TEL.0555-62-1111

企画・編集：山中湖村役場 総務課

山中湖村 地域防災計画

Yamanakako Village

Local Disaster Prevention Plan

概要版



平成27年3月
山中湖村

山中湖村は、周囲を石割山、大平山、三国山、明神山などの丘のような、なだらかな山々がとりまき、山中湖を中心にした盆地状の高原であります(標高982m～1,380m)。

山中湖を囲むこの地域の地勢及び地質は、富士山火山の火山砂礫をかぶった山々であり、村の基幹集落である山中、旭日丘、平野、長池を含む村域のほぼ3/4は火山礫等の堆積物で覆われているため、地盤の耐震性は極めて脆弱なものと考えられ、大量の降雨があった場合には、これらが土石流となり流下する可能性があります。

また、近年では、平成23年3月11日の東日本大震災や3月15日の県東部地震、平成26年2月14日からの大雪では災害救助法が適用されるなど、山中湖村においても深刻な災害が発生しています。

全国的にも、大規模地震やゲリラ豪雨、土砂災害など、災害の規模が大きくなっていることから、これまで以上に災害対策の重要性が増しています。

そのため、災害時において発生し得る被害の最小化を図る「減災」の取り組みを、自助・共助・公助が連動して展開していけるよう、新しい「山中湖村 地域防災計画」を策定しました。

本書は、「山中湖村 地域防災計画」のうち、主な見直し事項や大切な事項についてまとめたものです。

I 地域防災計画とは

地域防災計画の目的

山中湖村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山中湖村防災会議が作成する計画です。
地域防災計画は、村の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、基本的な事項を定めています。

災害の種類

「災害」は、災害対策基本法第2条に記述されている災害のうち、「暴風」「竜巻」「豪雨」「豪雪」「洪水」「崖崩れ」「土石流」「地震」「地滑り」「噴火」を対象とします。また、直接の災害は発生しないものの、備えておくべき事項として「原子力災害」も対象とします。

計画の構成

タイトル	概要	
総則編	本計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱など、計画の基本となる事項を定めています。	
一般災害編	1 一般災害編の概要	村や県などの他関係機関の役割、村の概況を記述しています。
	2 災害予防計画	災害発生に備えて、平常時に行う事前対策を定めています。
	3 災害応急対策計画	災害発生直後の体制や活動内容等を定めています。
	4 災害復旧対策計画	災害発生後の生活安定や災害復旧・復興対策を定めています。
地震編	1 地震編の概要	村や県などの他関係機関の役割、大規模地震の被害想定を記述しています。
	2 災害予防計画	地震による災害に備えて、平常時に行う事前対策を定めています。
	3 災害応急対策計画	地震災害発生直後の体制や活動内容等を定めています。
	4 東海地震に関する事前対策計画	東海地震の発生に備えて、巨大地震による広域災害対策を定めています。
富士山火山編	1 総論	富士山の災害特性や、噴火警報・火山情報等の種類と発表基準など、火山災害の基本となる事項を定めています。
	2 災害予防計画	火山災害に対する備えとして、村や県などの他関係機関、住民の平常時に行う事前対策を定めています。
	3 災害応急対策計画	火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の体制や活動内容等を定めています。
	4 継続災害・復旧・復興計画	大量の降灰の対策も含め、噴火発生後の生活安定や災害復旧・復興対策を定めています。

II 新しい「山中湖村 地域防災計画」のポイント

「要配慮者」「避難行動要支援者」の支援の充実

「災害時要援護者」の定義の見直し

災害対策基本法の見直しによって、これまでの「災害時要援護者」や「災害弱者」と言われていた方の定義、支援策を見直しました。

「要配慮者」とは	災害時に特別な援護を必要とする方。(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など)
「避難行動要支援者」とは	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

このうち、災害の発生に備え、避難行動要支援者については、名簿の作成や避難体制のあり方などが法令により義務付けられています。

* 村の避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

<p>ア 高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 要介護認定者で要介護3以上の者 (イ) ひとり暮らしの高齢者(65歳以上) (ウ) 高齢者のみの世帯(65歳以上) 	<p>イ 障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 身体障害者のうち障害者手帳を有する者のうち、1～3級の者 (イ) 知的障害者のうち療育手帳を有する者 (ウ) 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち1・2級の者 	<p>ウ その他 村長が必要と認める者</p>
---	--	------------------------------------

災害に備えた、事前の取り組み

村では、富士五湖消防本部、消防団、警察署、民生委員、村社会福祉協議会、村内自主防災組織、区会等と連携しながら、避難支援の強化を図ります。

また、避難指示等が確実に伝達されるよう、村防災行政無線や広報車に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール、緊急通報システムなどの日常生活を支援する機器の活用など、多様な手段による情報伝達体制の整備を図ります。



防災教育の充実

災害に備えて、住民、村、県は事前に以下の取り組みを行います。

住民・学校における防災教育

災害に際し、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要なため、防災知識の普及・教育を図ります。

学校・保育園において、以下の目標に向けて、防災教育を推進します。

住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけていただくために、以下の防災教育を推進します。

- 防災に対する一般的知識
- 気象、災害発生原因等(大雨、台風、噴火等)に関する知識
- 災害予防措置
- 災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識
- 災害発生時に取るべき行動
- 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 家庭における備蓄の促進
- 過去の災害にかかる教訓 など



食料、生活必需品対策の推進

災害に備えた、事前の取り組み

災害に備えて、住民、村、県は事前に以下の取り組みを行います。

住民	● 最低3日分の食料の備蓄 ● 飲料水及び生活必需品の備蓄 ● 家族構成を考慮した、避難時に持ち出す最低限の生活用品の準備
村	● 分散備蓄や流通在庫備蓄※など、備蓄体制の整備 ● 住民への食料・飲料水等の備蓄の必要性の啓発 ● 被災者に配慮した物資の備蓄(幼児や高齢者、アレルギー体質の方等への配慮)
県	● 必要な物資の広域的調達及び供給 ● 一元的な調達及び供給のための環境整備

※流通在庫備蓄・・・流通業者から必要資材を買い取って保管を委託し、非常時の資材不足に備える備蓄。

災害発生後の供給

災害が発生した後は、住民、村、県は以下の取り組みを行います。

住民	● 備蓄していた食料や飲料水等の使用、被災者同士の物資の相互融通 ● 被災者同士の物資の相互融通
村	● 地域の状況に即した物資の供給 ● 時間の経過とともに変化するニーズの把握、対応 ● 必要に応じて民間の施設・ノウハウを活用
県	● 村の要請を受けて物資を供給、必要に応じて民間の施設・ノウハウを活用

防災訓練の充実

村では、関係機関等と合同で行う「総合防災訓練」のほか、「非常通信訓練」「避難訓練」「防疫訓練」「消防訓練」「水防訓練」など、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう各種訓練を実施します。

訓練実施にあたっては、複合災害※を視野に入れます。

また、多くの住民参加を図るとともに、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人、観光客等への配慮、被災時の男女のニーズの違い等を踏まえるなど、災害時に活かされるような訓練を行います。

※複合災害：複数の現象がほぼ同時または時間を置いて発生することによって起こる災害。台風・集中豪雨といった気候の変動に、地震・津波などの現象が重なって起こる災害など。

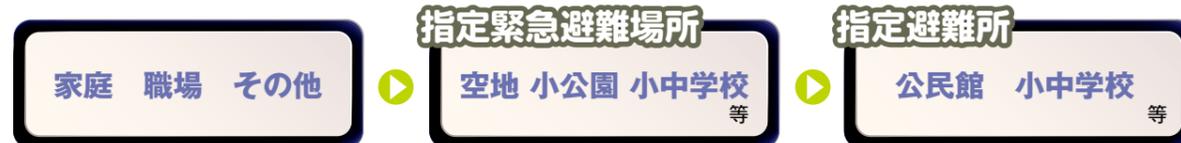


避難行動・避難生活の体制整備

指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定

災害が発生したとき、または、災害の危険性が高まったときに、地域住民が避難する場所として、以下の3種類の場所・施設を設定します。村ホームページなどに掲載して周知を図ります。

指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から、一時的に避難するための場所または施設
指定避難所	一定期間滞在して避難生活を送る場所
福祉避難所	要配慮者が避難生活を送りやすいように配慮された避難所



また、山中湖村では、旅館やホテル、大学や企業の研修施設などを避難所として借り上げる等、避難所の確保を図ります。災害の状況により、村内での対処が困難な場合は、県及び応援協定市町村等に、村外避難所への避難を要請します。

避難の判断基準

災害の状況により、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の3段階に分けて発令します。発令されたときは、地域住民の方はその状況に適した行動をとっていただくようお願いいたします。

基本的な内容

発令する情報の種類	発令時の状況	情報が発令されたときをお願いしたいこと
避難準備情報	◎この情報が発令されると、実際に避難をお願いする事態に発展する可能性があります。そのために、あらかじめ避難の準備をお願いするものです。 ● 「避難行動要支援者名簿」に登録している方など、避難のために時間が必要な方が、避難行動を開始しなければならない状況。 ● 災害が発生する可能性が高まった状況。	① 避難のために時間が必要な方は、支援者と一緒に避難行動を開始してください。 ② ①に当てはまらない方は、家族等との連絡、非常持出品の用意など、すぐに避難できるよう準備をしてください。 ③ 状況によって、自主避難を開始してください。(個人で判断してください。)
避難勧告	◎住民の安全確保のため、早めの避難を呼びかけるものです。 ● 地域住民の方が、避難行動を開始しなければならない状況。 ● 人命にかかわる被害が発生する可能性が高まった状況。	① 地域住民の方は、避難所等に避難を開始してください。
避難指示	◎災害により危険性が高くなり、早急に避難をするように呼びかけるものです。「避難勧告」より拘束力が強くなります。 ● 人命にかかわる被害が発生する危険性が非常に高い状況。 ● 災害により死者、行方不明者、負傷者が発生した状況。	① 避難行動中の方は、速やかに避難場所等に避難してください。 ② まだ避難していない住民の方は、直ちに避難行動に移ってください。 ③ もし、避難する時間がない時は、建物の2階以上の高い所に避難するなど、自分の命を守るための最低限の行動をとってください。

土砂災害・水害に係る避難勧告・指示等の基準

避難勧告や避難指示等の基準は「河川のはん濫による水害」と「大雨による土砂災害」の2種類に分けて、以下の通り設定しました。なお、今後もしも必要性があれば、基準を見直します。

区分	土砂災害	水路等の水害
避難準備情報	● 県土砂災害警戒情報システム危険度指数6 ● 近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り・水量の変化)が発見された場合 ● 過去の被災時雨量に達すると見込まれるとき ● 夜間に避難勧告等が発令される見込みがあるとき	● 近隣での浸水や水路等の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により、浸水の危険が高い場合
避難勧告	● 近隣で前兆現象(斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラックが発生)が発見された場合 ● 過去の被害時雨量に達したとき	● 近隣で浸水が拡大
避難指示	● 近隣で土砂災害が発生した場合 ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等)発生された場合 ● 現在の降雨指標値が、「土砂災害発生目安となる線」を超えた場合	● 近隣で浸水が床上に及んでいる。

孤立集落対策

災害に備えた、事前の取り組み

土砂災害により、外部との通行・連絡が遮断される可能性がある。特に山間部の集落について、住民・自主防災組織、村、県は事前に以下の取り組みを行います。



住民・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ● 自助の推進 ● 自主防災活動への参加 ● 訓練の実施
村	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛星携帯電話等の通信機器の充実 ● ヘリコプターが上空から確認できる目印の検討 ● 状況確認のための職員の配置 ● 燃料及び発電機器の確保 ● 孤立可能性のある集落確認のための地図情報の作成
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況確認のための職員の配置 ● 孤立可能性のある集落及び臨時ヘリポート等の確認

孤立したとき、または、孤立するおそれがあるときの取り組み

住民は、村が発令する避難勧告、避難指示等の情報に従い、行動してください。また、村からの情報がないときでも、身近な異変を把握して、自ら避難の判断をしてください。避難判断の基準は次のとおりです。



<ul style="list-style-type: none"> ● 24時間の降水量が50mmを超えたとき ● 大雨警報、大雪警報等が発表されたとき ● 特別警報が発表されたとき ● 土砂災害警戒情報が発令されたとき ● 土砂災害の前兆現象が発見されたとき(湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)
--

孤立したとき、住民・村は以下の取り組みを行います。

住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難が必要と判断したとき、最寄りの指定避難所または自家の2階以上に避難 ● 外部との通信手段を確保
村	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立地区の把握 ● 緊急救出手段の確保 ● 集団避難の検討 ● 防犯パトロールの強化 ● 緊急支援物資の確保・搬送



村の災害時における活動体制

災害体制の確立

災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるときは、村は、状況に応じた活動体制を組織します。

また、災害対策本部を設置したときは、県や村内外の関係機関との連絡・調整を行い、関係する職員はあらかじめ指定されている役割分担に基づく活動を行います。

なお、災害が大規模となり、村単独での対応が困難であると判断したときは、県や応援協定を締結している公共団体、事業所等に対して応援・協力を要請します。また、必要に応じて、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を行います。



配備の基準		災害対策本部等の設置	
第1配備	① 次の注意報が発表されたとき ●大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、雷注意報 ② 噴火予報：噴火警戒レベル1		
第2配備	I	① 次の警報等が発表されたとき ●大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、竜巻注意情報 等	●【災害警戒本部の設置】 ※事態の推移に伴い、災害対策本部に移行できるものとする
	II	① 台風の接近により、大雨警報が発表されたとき ② 記録的短時間大雨情報 ③ 震度4の地震を観測したとき	
	III	① 土砂災害警戒情報が発令されたとき ② 火口周辺警報：噴火警戒レベル3	
第3配備	I	① 避難準備情報発令が予測される場合 (山梨県土砂災害警戒情報システム：危険度4になったとき)	● 災害対策本部の設置
	II	① 避難準備情報を発令したとき (山梨県土砂災害警戒情報システム：危険度6になったとき) ② 特別警報が発表されたとき ③ 震度5弱以上の地震を観測したとき ④ 噴火警報：噴火警戒レベル4	

山中湖村災害対策本部の設置

災害の発生の防止または災害応急対策の必要があるときは、村長は「山中湖村災害対策本部」を設置します。「山中湖村災害対策本部」の設置基準は、以下の通りです。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき(山梨県土砂災害警戒情報が発令されたとき等)
- (3) 村内で震度が5弱以上を記録したとき。
- (4) 富士山に噴火警戒レベル4が発表されたとき。
- (5) その他村長が必要と認めた場合

なお、災害の規模や程度により、災害発生の現地に「現地災害対策本部」を設置することもあります。